

- [問 4] 労働基準法に定める賃金等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。
- A 賃金は通貨で支払わなければならない、労働協約に定めがある場合であっても、小切手や自社製品などの通貨以外のもので支払うことはできない。
- B 賃金は直接労働者に支払わなければならない、労働者の委任を受けた弁護士に賃金を支払うことは労働基準法第24条違反となる。
- C 労働者が賃金債権を第三者に譲渡した場合、譲渡人である労働者が債務者である使用者に確定日付のある証書によって通知した場合に限り、賃金債権の譲受人は使用者にその支払を求めることが許されるとするのが最高裁判所の判例である。
- D 労働基準法第24条第1項の定めるいわゆる賃金全額払の原則は、使用者が労働者に対して有する債権をもって労働者の賃金債権と相殺することを禁止する趣旨をも包含するものであり、使用者の責めに帰すべき事由によって解雇された労働者が解雇無効期間中に他の職に就いて得た利益を、使用者が支払うべき解雇無効期間中の賃金額から控除して支払うことはおよそ許されないとするのが最高裁判所の判例である。
- E いわゆる年俸制で賃金が支払われる労働者についても、労働基準法第24条第2項のいわゆる毎月1回以上一定期日払の原則は適用されるため、使用者は、例えば年俸額(通常の賃金の年額)が600万円の労働者に対しては、毎月一定の期日を定めて1月50万円ずつ賃金を支払わなければならない。

第41回(平成21年度)社会保険労務士試験の合格基準について

1 合格基準及び配点																
(1) 合格基準																
本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。																
① 選択式試験は、総得点25点以上かつ各科目3点以上(ただし、労働基準法及び労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、厚生年金保険法は2点以上)である者																
② 択一式試験は、総得点44点以上かつ各科目4点以上である者																
※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。																
(2) 配点																
① 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。																
② 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。																

2 試験問題の正答																		
出題形式 試験科目		選択式					択一式											
		問	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
労働基準法及び 労働安全衛生法		問1	⑮	⑥	⑯	③	⑩	D	B	A	B	D	E	C	C	A	C	